

株式会社設立ご説明書

様

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。このたびは打ち合わせ用資料のご請求をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、さっそく会社設立手続きの件ですが、下記1の物をご用意いただきたく存じます。また、お手続きの流れについても下記2でご説明申し上げますので、目を通されてくださいませ。

記1 (ご用意いただくもの)

- 1、取締役 様の個人の実印と印鑑証明書各1通
出資者(発起人) 様の個人の実印と印鑑証明書各1通
(発起人兼代表取締役の方は、各2通となります)
(なお、印鑑証明書の使途は、発起人の方は公証役場に1通ずつ、
取締役の方は法務局に1通ずつとなっております)
- 2、社名(商号)、事業内容(目的)、決算期などの基本データ
別紙「株式会社設立用チェックシート」をお使い下さいますと、便利です。
※資本金の額は、1円以上であれば1000万円未満も可能ですが、
300万円前後が現実的と思われます。
- 3、金融機関の通帳コピー1通(ただし、定款認証後にご準備ください)
- 4、手続き費用金36万円(資本金2000万円以下、公証役場費用、収入印紙代、消費税込み)
平成19年10月1日より小倉公証人合同役場でも電子公証がスタートしますので、小倉の司法書士事務所でも電子定款に対応でき、収入印紙代4万円を節約できますので、お手続き費用は合計32万円となります。

ただし、電子定款の場合、認証後は一字たりとも訂正できないため、事前に定款案を公証人にFAXして確認していただき、訂正箇所があれば指摘していただいてから電子定款を作成し、認証済定款の受取りの日時についても打ち合わせすることとなります(電子定款を公証役場に送信するのはオンラインでないといけませんが、認証済定款は公証役場に向いてフロッピーディスクに格納して受け取る必要があります。何と、オンラインでの受取りができません!)。よって、従前の紙定款のように、作成したその日のうちに認証が完了するとは限りませんので、どうしても今日中に急いで定款の認証を完了させて、出資の払込をし、設立登記申請までしたいというお客様は時間の確実性のため紙定款の利用になりますので、収入印紙代4万円を従来どおりご負担いただくこととなります。

記2 (手続きの流れについて)

- ① まず司法書士が法務局にて類似商号の調査をいたします。全く同じ会社名や似たような会社名で、事業目的が重複していれば、類似商号となります。同一商号かつ同一所在地の会社が無ければ、設立登記は受理されますが、既存の類似商号を使用している会社から、商号の使用差し止め請求がなされる恐れもありますので、重複する事業目的を削除するか、新設する商号自体を変更する

のが無難です。

- ② 類似商号が無ければ、司法書士は、下記のご印鑑を押していただく書類10種類につき作成代行させていただきます。

定款

定款認証委任状

設立時代表取締役の選任書

発起人以外から選任された役員の就任承諾書

発起人決定書（本店所在場所、設立時発行株式の数、払込金額、資本金について）

払込みがあったことを証する書面

資本金の額証明書

登記委任状

印鑑届書

印鑑カード交付請求書

- ③ ご依頼主様、関係者様に②の書類に個人の実印、会社の実印を押していただきます。この時に**印鑑証明書と手続き費用**をお預かりさせていただきます。
- ④ 司法書士が公証役場で定款を認証します。認証済みの定款正本（もしくは電子定款が格納されたフロッピーディスクと紙の定款謄本）は、ご依頼主様にお渡しいたします。
- ⑤ **（重要）定款認証後**、発起人代表者の個人の銀行口座に、発起人各人の名前で出資金を入金して頂き（通帳には、払込み日、払込み人名、払込み金額が記帳されている必要があります。発起人代表者は、自分の名前で自分の口座に払い込むこととなります）、別紙「**払込みがあったことを証する書面**」に**通帳のコピー**を合綴し、**会社実印**を押印（各ページに間の**割印**も必要）の上、司法書士にお渡してください。

なお、定款認証前の払込みは無効となりますので、ご注意ください。定款認証の日より前に既に口座に出資金の入金がある場合は、お手数ですが一旦出金した上で、定款認証後に再度払込入金することとなります。

※従来の金融機関による出資金払込保管証明書は、発起設立では不要となりました（募集設立では従来通り必要です）。

- ⑥ 上記書類が揃い次第、司法書士が法務局に会社設立登記申請をいたします。
- ⑦ 通常1週間以内に会社設立登記が完了し、会社の謄本と印鑑証明書も出来あがります。
銀行取引を希望される方は、会社の定款と謄本と印鑑証明書を金融機関に持って行けば、会社の口座が開設できます。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

司法書士 安部利幸事務所

〒803-0851

北九州市小倉北区木町一丁目1番16号

TEL 093-591-2182 FAX 093-591-8957